

報告第8号

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の認可急施専決処分報告について

業務に関して徴収する料金の上限について、別紙申請書のとおり公立大学法人大阪から認可の申請があり、議会の議決を経た上で認可をする必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年4月1日市長職務代理者において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和元年5月23日

大阪市長 松井一郎

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の認可について

平成31年4月1日付けで申請のあった公立大学法人大阪が徴収する料金の上限については、申請のとおり認可する。

平成31年4月1日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中清剛

(別紙申請書)

公大阪財務本第1号
平成31年4月1日

大阪府知事職務代理者 大阪府副知事 竹内 廣行 様
大阪市長職務代理者 大阪市副市長 田中 清剛 様

公立大学法人大阪
理事長 西澤 良記 ㊤

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限について（申請）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、公立大学法人大阪に対し、その業務に関して徴収する料金の上限を別紙のとおり定めることについて認可されるよう申請します。

1 大阪府立大学に係る料金の上限

- (1) 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は別表第1のとおりとし、実験機器充実負担金及び実習充実負担金の上限額は別表第2のとおりとする。
- (2) 研修料の上限額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
 - ア 他の大学が実験を要する部門に研修員を派遣する場合 月額34,020円
 - イ 他の大学が実験を要しない部門に研修員を派遣する場合 月額17,010円
 - ウ 大学以外のものが研修員を派遣する場合 月額63,990円
- (3) 学位論文審査料の上限額は、1件につき57,000円とする。
- (4) 研究料の上限額は、研究員1名につき月額36,660円とする。
- (5) 研究推進機構に放射線又は放射性同位元素に関し照射、試験及び調査を依頼するときの手数料の上限額は、別表第3のとおりとする。
- (6) 研究推進機構の放射線施設を利用するときの使用料の上限額は、1人1日につき3,130円とする。
- (7) 生命環境科学域附属獣医臨床センターの診察料等の上限額は、別表第4のとおりとする。
- (8) 心理臨床センターの面接料等の上限額は、別表第5のとおりとする。
- (9) 卒業証明書、修了証明書、成績証明書又は単位修得証明書の交付を受けるとき(在学する者がこれらの書類の交付を受ける場合を除く。)の手数料の上限額は、1通につき400円とする。
- (10) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条に規定する特別の課程(以下「特別の課程」という。)の受講者の選考手数料の上限額は、1名につき9,800円とする。
- (11) 特別の課程の受講料の上限額は、1時間につき1,400円とする。
- (12) 公開講座の受講料の上限額は、1時間につき1,420円とする。
- (13) 実験用動物の飼育の手数料の上限額は、1ケージにつき日額3,560円とする。
- (14) 研究用の機器の利用料の上限額は、1時間につき26,480円とする。

2 大阪市立大学に係る料金の上限

- (1) 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は、別表第6のとおりとする。
- (2) 大学院博士課程を修了しない者の博士の学位審査手数料の上限額は、1件につき57,000円とする。
- (3) 医学部附属病院の使用料等の上限額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料の上限額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）又は公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額（その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に100分の110を乗じて得た額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料の上限額は、当該算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。

イ アにより算定し難い使用料の上限額は、厚生労働大臣の承認を得た額又は診療報酬の算定方法に準じて算定した実費相当額とする。

ウ 診断書、検案書又は証明書の交付を受けるときの手数料の上限額は、1通につき5,500円とする。

- (4) 前3号に定めるもののほか、料金を徴収する必要がある場合におけるその上限額は、実費相当額とする。

3 大阪府立大学工業高等専門学校に係る料金の上限

- (1) 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は、別表第7のとおりとする。
- (2) 共同研究を行うときの研究料の上限額は、研究員1名につき年額440,000円とする。
- (3) 卒業証明書、修了証明書、成績証明書、単位修得証明書又は調査書の交付を受け

るとき（在学する者がこれらの書類の交付を受ける場合を除く。）の手数料の上限額は、1通につき400円とする。

別表第1（1(1)関係）

区分		入学検定料	入学料		授業料	
			甲	乙		
学域又は学部		30,000円	282,000円	382,000円	年額	535,800円
大学院の研究科		30,000円	282,000円	382,000円	年額	535,800円
科目等履修生	学域又は学部	9,800円	28,200円	38,200円	1単位の額	14,800円
	大学院の研究科	9,800円	28,200円	38,200円	1単位の額	14,800円
研究生	学域又は学部	9,800円	84,600円	114,600円	月額	29,700円
	大学院の研究科	9,800円	84,600円	114,600円	月額	29,700円
特別聴講学生	学域又は学部	—	—	—	1単位の額	14,800円
	大学	—	—	—	1単位の額	14,800円

	院の 研究 科				
特別研 究学生	大学 院の 研究 科	—	—	—	月額 29,700円

備考 入学料の欄の甲に掲げる入学料は、入学の日の1年前から引き続き大阪府の区域内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは一親等の親族である者に、同欄の乙に掲げる入学料は、その他の者に適用する。

別表第2 (1(1)関係)

区分	実験機器充実負担金	実習充実負担金
学域又は学部	年額 85,000円	年額 100,000円

別表第3 (1(5)関係)

区分		単位	金額	加算額
照射	放射線発生装置による場合	1分間	37,080円	照射の依頼者が照射証明書が必要とする場合 1通につき 1,560円
	放射線同位元素による場合	1時間	39,800円	
非破壊 検査	放射線発生装置による場合	10分間	13,820円	検査の依頼者がフィルムを必要とする場合 1枚につき 3,970円
	放射線同位元素による場合		11,930円	
機器測 定	放射能自動測定器、マルチチャンネル波高分析器、液体シ	1時間	12,670円	1 試料の調製について、試料を乾燥固化、溶解、粉碎その他の方法で加工する場合又

ンチレーションカウンタ又は低バックグラウンド放射能測定器による場合				はひょう量、浸漬 ^{せき} 等の前処理をする場合でそれに要する時間が15分間を超えるとき 超過1時間につき5,750円
その他の機器による測定	研究推進機構において行う場合	1件	16,330円	2 試料の調製について特別に薬品、原材料等を必要とする場合 実費相当額
	事業所等において放射線の測定を行う場合	4時間	23,150円	事業所等に研究推進機構の職員を派遣するにつき旅費等を必要とする場合 公立大学法人大阪教職員等の旅費の支給に関する規程の規定により算定した旅費に相当する額
超過1時間		7,220円		

備考

- 1 時間の計算については、単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
- 2 非破壊検査の場合における時間の計算については、当該検査のための照射時間による。
- 3 事業所等において放射線の測定を行う場合における時間の計算については、研究推進機構からの往復時間及び当該事業所等での準備に要する時間を含む。

別表第4 (1(7)関係)

(1) 診察料

項目	金額
----	----

初診料	3,030円
再診料	1,670円
往診料	1,770円（往診距離が片道4キロメートルを超えるときは、1,770円にその超える距離2キロメートル（2キロメートルに満たない端数は、2キロメートルとする。）ごとに510円を加算した額）
滞在診料	1時間（1時間に満たない端数は、1時間とする。）につき1,770円

備考 滞在診料は、往診の診療時間が2時間を超えるときに限り、その超える時間について徴収する。

(2) 検査料

項目	単位	金額
微生物検査	1 件	3,450円
血液検査		11,300円
糞便検査		1,560円
体腔内検査		26,700円
穿刺液・採取液検査		6,280円
診断穿刺・検体採取		142,570円
尿検査		3,130円
機能等検査		62,850円
病理組織検査		14,130円
レントゲン検査		6,280円（続けて2回以上撮影するときは、6,280円に1回を超える回数1回ごとに1,250円を加算した額）
コンピューター断層撮影検査		46,820円
眼検査		3,660円
超音波検査		7,850円

監視装置による検査		10,260円
その他の検査		105,280円

(3) 処置料

項目	単位	金額
薬剤処置	1回	3,660円
洗浄		6,800円
導尿		5,960円
外傷処置		9,950円
理学療法		43,680円
その他の処置		22,830円

(4) 調剤料 1剤7日分（7日分に満たない端数は、7日分とする。）につき830円

(5) 注射料

項目	単位	金額
皮下注射	1回	1,350円
筋肉注射		1,350円
その他の注射		6,480円

(6) 薬剤料

農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（平成30年農林水産省告示第2154号。以下この号において「告示」という。）の薬価基準表に定める薬価（告示の薬価基準表により難しい場合にあっては、実費相当額とする。）により算定した額を1.10で除した額に100分の110を乗じて得た額（その額が10円未満である場合においては10円とし、その額が10円以上である場合において、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）

(7) 手術料

項目	単位	金額
----	----	----

頭部手術（整歯及び抜歯を含む。）	1回	88,830円
頸部手術		59,910円
胸部手術		100,460円
腹部手術		133,250円
泌尿器・生殖器・乳房手術		68,300円
分娩手術		84,950円
四肢手術		130,310円
その他の手術		87,260円

(8) 麻酔料 1回につき14,970円

(9) 医療材料料

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号。以下この号において「告示」という。）の別表に定める価格（告示の別表により難しい場合にあつては、実費相当額とする。）により算定した額を1.0162で除した額に100分の110を乗じて得た額（その額が10円未満である場合においては10円とし、その額が10円以上である場合において、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）

(10) 文書料

項目	単位	金額
予防注射済証明書	1通	1,670円
その他		3,230円

(11) 検案料（解剖を伴わない検案に係るものに限る。） 1件につき5,330円

(12) 剖検料 1件につき24,820円

(13) 鑑定料 1件につき3,970円

(14) 入院料（飼料代を除く。）

区分	単位	金額
通常入院（30キログラム以下の動物）	1日	5,230円

通常入院 (30キログラムを超える動物)	8,680円
その他の入院	7,630円

(15) 指導料 15分につき2,930円

別表第5 (1(8)関係)

項目	単位	金額
受理面接	1 件	2,610円
心理教育面接		2,080円
遊戯面接		2,200円
臨床心理面接		2,080円
心理検査		3,660円

別表第6 (2(1)関係)

区分	入学検定料	入学科	授業料
学生	30,000円	222,000円	年額 535,800円 (学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院の学生にあつては、804,000円)
科目等履修生	9,800円	22,200円	1単位の額 14,800円
研修生	9,800円	66,600円	月額 29,700円

備考 大阪市の区域内に住所を有する者及びその子以外の者に係る入学科の上限額は、上に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの金額の20割増しとする。

別表第7 (3(1)関係)

区分	入学検定料	入学科	授業料
入学定員に係る学生	16,500円	84,600円	年額 234,600円
聴講生	4,900円	8,400円	1単位の額 6,200円
研究生	4,900円	25,100円	月額 12,700円

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略

地方独立行政法人法（抄）

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。